

平成25年度 第7回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成25年10月21日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成25年度 第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成25年10月21日（月）

●開会時刻 午前10時15分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵
5番 井阪晴美 7番 梶谷廣美 9番 井手上治己
10番 尾家富千代 11番 井阪征郎

以上9名出席

●欠席委員 6番中林敬 8番 西山一高

以上2名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英
事務局員 下西修造 門谷 佳彦 垣内 宏樹

●関係者

●議事事項 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時15分 開会*****

事務局長 はい、それでは定刻どおり、ただいまから平成25年度第7回の高野町農業委員会を開催させていただきます。
まず最初に町長から皆さんに一言御挨拶申し上げます。

町長 農業委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。
前回にもこちらのほうに御出席をさせていただきました。そのときは台風18号の後何日かしてからの出席をさせていただいたわけですが、そのときにも災害のお話をさせていただきました。筒香地区においては山林を含めて多大な被害が出ております。そんな中で担当課のほうの調査をまた復旧・復興というような形で尽力をとりわけですが、今現在農業委員の井手上さんもお手伝いを願って今調査もさせていただいております。
先般、前のときにも少しお話をさせていただいたわけですが、筒香地区において全畑が被害を受けて、流木、土砂等が入ってきているということでボランティアをお願いして、復旧に努めたいというお話をさせていただきました。その後、社会福祉協議会のほうからボランティア等を募っていただきまして約100名を超える人がボランティア活動をしていただきました。そのときに上田静可農業委員さんも参加をしていただいたわけですが、本当に人のすばらしさ、人事のすごさというのを感じたわけですが、あれが一人、二人やったらとてもなかなか自分ら地権者の人も手をつける気持ちが起こらないというような状況の中で、ボランティアの人が参加をさせていただいて、ほとんど流木等については片づいたような状況です。
そんな中でこれから復興に向けて進んでいくわけですが、ただ国、県の助成はもちろんあります。町もできる限りの助成はさせていただきたいと思っております。地権者の方々も多少の負担をしていただかなければならないと思っておりますが、その辺のところは受けて、力強く前進をしていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

事務局（門谷佳彦）

本日の出席委員でございますが、委員9名、欠席委員2名で欠席委員につきましては、6番中林委員、8番西山委員でございます。
高野町農業委員会会議規則第9条により規定数を超えておりますので、本日の本委員会につきましては、成立しておりますので報告いたします。
それでは、開会に当たり、事務局長より御挨拶を申し上げます。

事務局長 おはようございます。本日早朝より何かと皆さん収穫期に入りましてお忙しいところ、農業委員会に御出席いただきましてありがとうございます。
先ごろ町長の挨拶にもございましたとおり、まち未来課のほうで農業、林業を担当しておるという関係上、毎日慌ただしい日々を過ごしておるわけで

ございますが、復興、この二文字にかけて農業担当、林業担当、現場にも出向いて行って、とりあえず現場のことが一番重要だということで、測量のほうも順調に進んでおるわけでございますが、技術者には定植のことから農業関係の技術職のOBということで高野町のほうに来ていただいているわけでございます。また後で現場のほうも見ていただくということで、うちの課は技術職がいてないことが一番苦しんですけど、皆さんからいろいろ御指導、御協力いただきながら測量のほうも順調にっております。

まだまだ地域の皆さんと水量の関係とか小さな災害関係どうするんよとか、細かい詰めていかなん点が多々あるんですけども、大筋には順調に当初の計画どおり進んでいるんじゃないかなと感じております。完全復興とまではいきませんが、農業者にとってこれ以上ダメージが大きくならないように復興ということで頑張っております。

特に農業委員会の皆さんにおかれましては、この農地の災害ということに対してすごく気を使っていただいたり、今後高野町の農地が減っていったらどうするんよとか、いろんな御心配をかけておるわけでございますが、一人の方でも農業を離れることがないように何とか農地のほう、復興したいなというふうに考えております。

またいろいろ各地域に行きましたら、農業委員の皆さんにいろいろ御相談したり、また御指導いただく点が多々あると思いますけども、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは本日の議案でございますが、議案1件、農地法第3条第1項の規定による許可申請というのが1件と、あと1件は報告でございます。農地法第3条の3第1項の規定による届け出ということで、本日皆さんに審議していただくのは議案1件と報告1件でございますので、慎重審議よろしくお願ひいたしまして、開会の御挨拶にかえさせていただきます。

本日、よろしくお願ひしときます。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員について事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員につきましては、1番久保委員・4番柳委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出につきまして高野町農業委員会会議規則第8条の規程により当会の会長となっておりますので、井阪会長、よろしくお願ひいたします。

井阪（征）議長

では、平成25年度第7回高野町農業委員会定例会を開催いたします。
まず、議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局（門谷佳彦）

議案第10号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定」について、別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求めます。

平成25年度10月21日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。
次のページをごらんください。

農地の所在、高野町大字細川字〇〇〇〇〇番〇で、ほか3筆でございます。

場所につきましては、別添の図面の着色した箇所3筆でございます。

登記簿地目につきましては畑、現況地目につきましても畑として活用しております。

農振区分は農振地域外です。

面積につきましては、3筆合計748平方メートルでございます。

権利の設定につきましては、売買による所有権移転でございます。

譲渡人の住所氏名につきましては、伊都郡高野町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇氏。

譲受人の住所氏名、伊都郡高野町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇氏。

経営面積につきましては、明記のとおり、田・畑合わせて、1,764平方メートルです。

現地調査につきましては、井手上委員と行っておりますので、後ほど井手上委員より御説明があるかと思えます。

次のページの調査書をごらんください。

今回の〇〇さんにつきましては、別紙の調査書のとおりでございます。

1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作するために該当しません。

また、2号及び3号の要件については、個人のため適用がございません。

4号の農作業常時要件については、本人及び世帯員が年間150日行うため該当しません。

5号要件につきましてはの下限面積については、高野町は全域で10aの設定で、今回の取得面積あわせて25.1aあるので該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいませんので該当いたしません。

次に、7号の地域調和要件については、権利取得後も変わらず野菜栽培等を行うため該当いたしません。

以上のとおり書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

事務局から説明がありましたが、担当農業委員の現地報告等お願い致します。

井手上委員

9番井手上です。

番号1につきまして、平成25年10月4日に事務局門谷主査とともに現地調査を行いました。

申請地においては、譲受人の自宅の隣に位置しています。今回の譲渡人は、以前より所有者間で境界等の問題がありましたが、今回、譲受人との間で売買が成立したため、この申請に至っております。

なお、取得後、同時において野菜の作付を行っていることから、周辺の農地には影響ないと考えています。

以上のことから、現地において、農地法第3条第2項の各号に該当しないと判断しています。

井阪（征）議長

はい、どうもありがとうございます。

ただいま、事務局及び担当農業委員より現地報告等がありましたが、委員の皆様方、何かご意見ございませんか。

各委員より

（「異議なし。」）

井阪（征）議長

御意見なければ、異議がないようですので、議案第10号を可決といたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、報告第6号、「農地法第3条の第1項の規定による届出」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第6号、「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告いたします。

平成25年10月21日提出、高野町農業委員会 会長 井阪征郎。

次のページでございまして、この案件については、以前より報告案件として扱っております。届け出のあった分につきましては、細川の6筆でござい

ます。

事務局において内容等を確認し、申請者に対し受理通知書の交付を行っております。

以上で、報告を終わります。

井阪（征）議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、質問等ございませんか。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

御異議がなければ、報告第6号については以上とします。

以上、予定していました議案審議は終了いたします。

その他について、事務局及びご意見、何かありませんか。

事務局長

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

また冒頭に認定ということで久保さんに林業関係でまたいろいろ後輩の皆さん、後世の皆さんにいろいろ技術を御指導していただいて、林業のほうも振興のほういろいろあってまた考えていただきたいと思います。

それでまた農地災害につきまして、担当係長とまた現場のほうもどんどん出向いていかなんかなと思っていますので、またお伺いさせていただきますので、お願いします。

ではこれで農業委員会、閉会させていただきます。

ありがとうございました。

井阪（征）議長

これをもって農業委員会を閉会します。

長時間ありがとうございました。

*****午前10時45分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成25年10月29日

会 長 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 4 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。